

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (業務の種類)

第2条 役員報酬を支給する業務は、次に定めるところによる。

- (1) 専決事項決裁
- (2) 適正なるサービスの提供内容
- (3) 業務状況などの確認及び指示
- (4) 適正なる資金収支の状況、財政状況、経営成績の確認及び指示等

2 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 評議員選任・解任委員会
- (4) 監事による定期または臨時監査
- (5) 行政機関による監査の立ち会い
- (6) 役員の研修会及び他の施設の視察業務
- (7) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (8) その他理事長が必要と認めた業務

### (報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬等は、社会福祉法人真養会定款第8条に定めるとおり無報酬とする。役員報酬等は、役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。報酬額は1回15,000円とする。

### (費用弁償)

第4条 第2条2の(1)から(5)の業務の場合は、費用弁償として1日当たりの額3,000円を支給する。

- 2 第2条2の(6)及び(7)の業務の場合は、費用弁償として「社会福祉法人真養会職員旅費規定」を準用し、施設長の旅費(鉄道費、船賃、航空費、車賃、日当及び宿泊料)に該当する額の旅費を支給する。旅費は、原則として評議員及び役員の住所地を起点として計算する。ただし、施設職員が代理に法人業務のために旅行する場合は、当該施設を起点として、当該職員の「社会福祉法人真養会職員旅費規定」に準じた額の旅費を支給する。
- 3 第2条2の(8)の業務の場合は、業見内容に応じて第2項に規定する額を支給する。

(適用除外)

第5条 施設職員であって法人の役員を兼務するものについては、第2条2の(1)から(5)の業務の場合は、この規程を適用しない。ただし、やむを得ず当該法人の施設外で行う場合は、前条第2項により支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。